

第一百九十二号議案

東京都統計調査条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都統計調査条例の一部を改正する条例

東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条及び第二十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備する必要がある。